



島根県報

令和8年6月2日（火）

第 7 2 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（中 小 企 業 課）	2

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	3
公共測量の終了（4件）	（ ” ）	3

【収用委告示】

公示送達		5
------	--	---

【正 誤】

令和8年3月24日付け島根県報号外第38号中	（税 務 課）	5
------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第358号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ラパン薬局	大田市大田町大田口932-1	令和8年5月1日
なるたき薬局	大田市大田町大田口1031-6	令和8年4月1日

島根県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

平田中央土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

来海 昭雄 出雲市多久町391番地

2 就任年月日

令和8年5月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

田中 修 出雲市多久谷町154番地

島根県告示第360号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ウェルネス平田西店 島根県出雲市平田町1614番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

NTT・TCリース株式会社 代表取締役 近藤 禎一郎 東京都港区港南1丁目2番70号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬 明弘

(変更後) NTT・TCリース株式会社 代表取締役 近藤 禎一郎

(4) 変更の年月日

令和8年4月1日

2 届出年月日

令和8年5月21日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課(出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和8年6月1日から同年7月31日まで

3 作業地域

隠岐郡隠岐の島町岬町地内

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月25日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和7年1月10日から令和8年3月25日まで

3 作業地域

松江市法吉町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月25日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和7年5月1日から令和8年3月25日まで

3 作業地域

松江市東持田町地内から西持田町地内まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年5月13日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（3級及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和7年6月5日から令和8年5月13日まで

3 作業地域

益田市美都町仙道地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年5月13日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和7年6月6日から令和8年5月13日まで

3 作業地域

益田市内田町地内

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているの、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により告示する。

令和8年6月2日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

1 送達すべき書類

令和8年5月21日付け裁決書

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

土地登記名義人（亡）原田浅吉の相続人のうち書類を送達すべき場所を確知できない次の者

氏名 （亡）大屋 サチ子 相続財産法人

相続財産清算人 不明

住所 不明

ただし、最後の住所 福岡県春日市平田台一丁目138番地2 グッドタイムホーム2・春日

3 書類の受領等

出頭の上、送達すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、令和8年6月23日をもって送達があったものとみなされる。

正 誤

令和8年3月24日付け島根県報号外第38号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から4	自動車税種別割証明書	自動車税種別割納税証明書
4	下から2	表面中	中